

第4期障害福祉計画策定のための県の基本的な指針

宮 城 県

県及び市町村の障害福祉計画については、国が示す基本指針に即して策定することとされていますが、本県においては国の基本指針を踏まえ、県及び市町村の第4期障害福祉計画策定に当たっての基準とするため、県の基本的な指針を策定しました。

第1 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

1 基本的理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本指針において掲げる以下の点に配慮するとともに、「みやぎ障害者プラン」の基本理念である「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり」の推進に向けて第4期障害福祉計画を策定するものとする。

①「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

②「市町村を基本とした身近な実施主体と一元的な障害福祉サービスの実施等」

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とする。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化（格差是正）を図る。

③「地域生活移行や地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支

援の拠点づくり，インフォーマルサービスの提供等，地域の社会資源を最大限に活用する。

特に，地域生活支援の拠点等の整備に当たっては，地域生活への移行等に係る相談，グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供，ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保，人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており，障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて，これらの機能を更に強化する。

また，相談支援を中心として，障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて，中長期的視点に立った継続した支援を行う。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては，1の基本的理念を踏まえ，地域の実情を考慮し，次に掲げる点に配慮して，平成29年度を目標年度とした数値目標等を設定し，計画的な整備を行うこととする。

(1) 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り，県内どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

(2) 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に適切な日中活動系サービス（療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援及び地域活動支援センターをいう。）を保障する。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに，地域移行支援及び地域定着支援，自立訓練事業等の推進により，入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行を進める。

また，必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図り，障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに，1の③に掲げる地域生活支援の機能を強化するため，各地域内でそれらの機能を集約し，グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を図る。なお，障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には，地域における関係機関との連携により，施設入所者の地域移行を進め，地域の実情に応じてできる限り当該施設の小規模化を進めるとともに，地域との交流機会

の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする
ことを推進する。また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面
的な体制」という。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的に連携し、障害者等
に対する支援の確保に努めるようにする。

（４）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるととも
に、福祉施設における雇用の場を拡大する。

このため、県は、就労支援の関係者で構成する「宮城県障害者雇用支援合同会議」
を設置し、障害福祉計画に掲げる数値目標の達成に向けて一体的に推進する。

３ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

（１）相談支援事業

障害者等が地域において自立した生活を営むためには相談支援体制の構築が不可欠
であり、サービス等利用計画等が支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持す
ることが重要である。このため県及び市町村は、障害者等からの相談に応じる体制の
整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行う
ほか、社会的基盤の整備の実情を把握し、特定相談支援事業所の充実に努め、市町村
は、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを有効に活用する。

また、実情を勘案した上で、地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供
体制の充実を図る。

なお、相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設、障害児入所施設等
に入所又は精神科病院に入院している障害者等の地域移行のための支援ニーズが顕在
化することも考えられることから、それらの障害者等の数等を勘案した上で、計画的
に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る。

さらに、地域移行した障害者等の地域への定着はもとより、地域で生活している障
害者等が住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするため、地域定着支援
に係るサービスの提供体制の充実を図る。

（２）自立支援協議会

障害者等への支援の体制の整備を図るため、県及び市町村は、関係機関、関係団体
及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係
者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を設けるよう努め
るとともに、協議会の下に部会を設置し積極的に開催する等、協議会の活性化を図る。

自立支援協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

また、宮城県障害者自立支援協議会においては、県内における相談支援体制等に関する協議を行うとともに、関係機関等の有機的なネットワークを構築するなど、県内全体における相談支援体制の充実を図るための必要な取組を行う。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要である。

県及び市町村は、障害児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努める。

第2 第4期障害福祉計画の策定に関する事項

1 区域（圏域）の設定

障害福祉サービスの種類ごとの利用者数及び量の見込みを定める単位となる区域（圏域）については、「みやぎ障害者プラン」に定める障害保健福祉圏域を区域とする。

2 地域生活移行や就労支援に関する平成29年度の数値目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった主要な課題に対応するため、地域の実情を踏まえて、平成29年度を目標年度とした目標（以下「成果目標」という。）を別表1のとおり示す。

さらに、これらの成果を達成するため、別表2の活動指標（別表1の成果目標を達成するために必要な量をいう。以下同じ。）を計画に見込む。

また、「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成24年法律第50号）において、都道府県及び市町村は障害者就労支援施設等からの物品調達の推進を図るための方針を作成することとされており、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、県及び市町村は、受注機会の拡大に向けた取組を推進する。さらに、県は、「工賃向上支援計画」（平成26年度策定予定）の案の概要を記載するとともに、その実績等を踏まえ、今後の取組の方向性等について示す。

3 県及び市町村第4期障害福祉計画におけるの策定項目

別表3のとおりとする。

4 第4期障害福祉計画の策定のための体制等

(1) 障害福祉計画作成委員会等の開催

第4期障害福祉計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療等、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第88条第8項及び第89条第6項において、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされることから、同協議会を活用することも考えられる。また、同第88条第9項及び第89条第7項において、障害者基本法第36条第1項及び第4項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされることから、当該機関を活用することも考えられる。

(2) パブリックコメント等の実施

第4期障害福祉計画の策定に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害及び障害者に対する地域社会の理解が不可欠である。

このため、パブリックコメント、タウンミーティング（公聴会）等を地域の実情に応じて実施し、障害者はもちろん、広く地域住民の意見を反映させる必要がある。

(3) 庁内における関係部局間の連携

障害者の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、福祉関係部局のみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠である。

県では、庁内連絡会議を必要に応じて設置し、関係部署との連携と協力体制を構築する。

(4) 障害保健福祉圏域ごとの広域調整会議の開催

県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行う必要がある。特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、県が広域的調整を図る役割を有している。

このため、第4期障害福祉計画の策定に関し、地域の実情に応じた基盤整備を推進するため、障害福祉圏域単位ごとに広域調整会議を必要に応じて開催し、地域の実情に応じた基盤整備を推進するため、地域における課題の整理や圏域ごとの広域的な調整を行う。

5 サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

このため、県は、指定障害福祉サービス等に係る人材を確保し、サービスごとに資質向上のための研修を計画的に実施する。

また、行動障害を有する者の特性に応じた支援を、一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施する。

6 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行も踏まえ、県や市町村においては、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、障害者及び障害児団体、司法関係者等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組む必要がある。

また、市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者の安全の確認や事実確認を行うことができる体制を整備しておく必要がある。

7 地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村地域生活支援事業については、地域の実情や利用者ニーズに応じて実施されているか分析等を行い、必要なサービス量を確保する。特に、必須事業である理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業の実施体制については、計画的に整備する必要がある。

体制の整備に当たっては、相談支援事業、意思疎通支援事業及び移動支援事業の実施に必要な人材の育成を県、市町村、事業者等が協力して実施し、圏域において必要となる人材を確保する。また、地域活動支援センターにおいて、地域における社会との交流の促進等を進めることで、障害者等の社会参加等の活動拠点としていく。

県地域生活支援事業については、専門性の高い相談支援事業や、広域的な対応が必要な事業を実施するとともに、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者及び手話通訳者等の人材を育成するための事業及び障害者等の社会参加のために必要な事業を実施していく。

また、県及び市町村の地域生活支援事業の実施に当たっては、身体障害、知的障害、精神障害及び難病による障害以外で支援を必要としている人に対してもサービス提供が行われるように努める。

8 障害児支援のための計画的な基盤整備

障害児支援の種類ごとの必要量を見込むに当たっては、可能な限り障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の意向を勘案し、地域における児童数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定する。

また、障害児支援の基盤整備の計画を設定するに当たっては、以下に係る事項について、特に配慮する。

(1) 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整理

児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、地域における中核的支援施設として位置づけることとする。

障害児入所施設については、虐待を受けた児童等への対応や、親子入所等のニーズに対応した体制整備を行う。

(2) 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携を図る。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、県及び市町村の障害児支援担当部局と子育て支援担当部局との連携体制を確保に努める。

(3) 教育との連携

就学時及び卒業時における支援の円滑な移行を含め、障害児支援が適切に行われるよう、学校と障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所等の緊密な連携を図るとともに、県及び市町村の障害児支援担当部局と教育委員会等との連携体制を確保に努める。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児及びその保護者に対する支援基盤の整備を推進するとともに、福祉、医療、教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図る。

また、虐待を受けた障害児等が適切な支援を受けることのできる場の確保を推進する。

(5) 障害児通所支援及び障害児入所支援の一体的な整備方針の策定

障害児入所支援については県が実施者として必要な整備量の見込み及びその確保のための方策を作成する。

また、県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な整備の方針を策定する。

第4期障害福祉計画に定める平成29年度の成果目標

県の成果目標は、国の成果目標(下記)の達成を目指しつつ、市町村の実情を踏まえ設定することとする。

(参考)

		国の成果目標
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行 ・平成29年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減 ※平成26年度末において、平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える。
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。 ・平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。 ・平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少する。
3	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)について、平成29年度までに各圏域に少なくとも一つを整備する。
4	① 福祉施設から一般就労への移行	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍
	② 就労移行支援事業の利用者数	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を、平成25年度末から6割以上増加
	③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合	平成29年度末における就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割以上

第4期障害福祉計画に定める活動指標

	項目	内容
1	①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	平成29年度における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み
	②公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	平成29年度における福祉施設利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができる支援件数の見込み
	③ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	平成29年度における福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講できる受講者数の見込み
	④ 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	平成29年度における障害者トライアル雇用事業 ^(注1) について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者数を見込む
	⑤ 職場適応援助者による支援	平成29年度において、職場適応援助者 ^(注2) による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができるよう、対象者数を見込む
	⑥ 障害者就業・生活支援センター事業による支援	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、支援対象者数を見込む
2	①各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	平成29年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量を見込む
	②各年度における障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	平成29年度までの各年度における障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量を見込む

注1)障害者トライアル雇用事業

障害者雇用の経験がない事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的とする事業

注2)職場適応援助者

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第20条第3号に規定する職場適応援助者

第4期障害福祉計画における策定項目

項 目	具体的な内容等	県・全県	県・圏域	市町村
1 基本的理念等	法令の根拠	○		○
	趣旨	○		○
	基本的理念	○		○
	目的及び特色等	○		○
2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期	障害福祉計画は、3年を1期として作成すること。	○		○
3 区域の設定	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。	○		
4 平成29年度の数値目標等の設定	障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成29年度における数値目標等を設定すること。	○		○(※)
5 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①平成29年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方や必要な量の見込みについて定めること。	○	○	○
	②指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。	○	○	○
6 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策	①障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービスの種類及び量の見直しを作成すること。加えて、当該見直しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。		○	
	②圏域単位を標準として整備計画を作成する際に協働により作成作業を行うとともに、当該計画において関連する内容を市町村障害福祉計画に反映すること。			
7 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	平成29年度までの各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。	○		
8 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する次の事項を定めること。 ①サービス提供に係る人材の研修 ②指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	○		
	③障害者等に対する虐待の防止	○		○
9 地域生活支援事業の実施に関する事項	実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①実施する事業の内容 ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方や量の見込み ③各事業の見込量の確保のための方策 ④その他実施に必要な事項	○		○
10 地域自立支援協議会に関する事項	地域自立支援協議会の具体的機能・在り方について定めること。	○		○
11 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。	○		○

※ 退院可能精神障害者の地域生活への移行を除く。